

# 広報 しばた

# 5

2012 May  
No. 607 since 1961

## 元気いっぱいに小学校生活スタート!!

4月10日、町内6つの小学校で入学式が行われました。50人が入学した東船岡小学校では、真新しいランドセルを背負った子どもたちが、お父さんやお母さんと一緒に登校しました。式典では、担任の先生から新入学児童の名前が一人一人読み上げられ、元気よく返事をしました。



## 町の新たな公共交通

# デマンド型乗合タクシー

予約によって運行する  
乗り合いのタクシー

平成24年8月運行開始予定

「病院に行きたいけど、車の免許がない」「昼間は家族がいないため買い物に出られない」このようなとき移動手段をどう確保するかは、私たちにとって切実な問題となっています。

そこで町では、誰もが自由に行動できるよう公共交通の充実を図るため、新たな公共交通システムの導入について、検討してきた結果、新たな公共交通システムとして、「デマンド型乗合タクシー」の運行を行うこととなり、8月からの運行開始に向けて準備を進めています。

町内の公共交通機関は、JR東北本線と阿武隈急行線が運行されていますが、路線バスなどは現在運行されていません。町内の移動は基本的に自家用車などに頼らざる得ない状況にあります。

また、高齢者数は増加傾向にあり、高齢者や運転免許を持っていない、いわゆる交通弱者を中心とした方々の公共施設の利用、病院の通院、商店への買い物など日常生活に不便をきたしている状況にあります。今後も高齢化の進展により、移動手段の確保が重要となっています。

町では、交通弱者の方々が安心して外出でき、いつまでも便利な暮らしや生きがいを持って生活できる交通環境を整えるために、その検討組織として、町民・利用者代表、交通事業者、国、県、警察などの関係行政機関の代表者などで構成される道路運送法に基づく、

「柴田町地域公共交通活性化協議会」を昨年11月に設置し協議を重ねてきました。

その結果、停留所まで行くことができないう高齢者などがいることなどを考慮し、町内巡回バスのように限られた範囲を定時定路線で運行するよりも、利用者の希望に合わせて予約制で自宅から目的地まで行くことができる運行方法「デマンド型乗合タクシー」が適しているとの結論に達しました。今後、この「デマンド型乗合タクシー」を導入することにより、交通弱者の方々の日常生活における移動の際の足の確保を行い、外出頻度を高めることにより、人と人とのつながりや商店街における交流を深め、誰もが住みやすい、にぎわいのあるまちづくりを推進していきます。

### デマンド型乗合タクシーとは

利用者それぞれの希望時

間帯、乗降車場所などの要望（デマンド）に応える新たな公共交通システムです。目的地に直行する通常のタクシーとは異なり、あらかじめ電話で予約した人の家をワゴン車などで、順次回って乗せながらそれぞれの目的地まで案内する「予約によって運行する乗り合いのタクシー」方式の公共交通サービスです。

デマンド交通システムは、平成14年の福島県旧小高町を皮切りに全国の自治体で導入されています。近隣の市町では、角田市、丸森町で既に導入され、大河原町でも導入を予定しています。その特徴としては、利用を予約した人それぞれの家まで迎えに行き、目的地まで送るので、バスのように決まった路線がなく、バス停まで歩かなければならないといった負担がなく、原則、自宅から目的地まで移動することができます。

## デマンド型乗合タクシー利用のイメージ図



◎道路状況などにより、乗降場所は自宅や希望する場所の周辺となることがあります。



## 運行の概要について

**運行区域** 柴田町全域（町外への利用はできません）

**運行日** 月曜日～金曜日（土・日曜日、祝祭日と12月29日～1月3日は運休）

**運行時間** 午前8時～午後5時まで、おおむね1時間間隔で運行します。（午前8時から乗車でき、最終降車は午後5時まで）

**運行車両** 乗車定員5人（乗客数4人）の中型タクシー車両と乗車定員10人（乗客数9人）のジャンボタクシー車両を、3～4台運行します。

**利用対象者** 柴田町にお住まい（住民登録されている方）で、利用者登録をされた方。

※利用するには、事前に利用登録が必要となります。

※小学生未満の方は保護者の方の同乗が必要です。

※一人で乗り降りできない方は、介助される方の同乗が必要です。

また、実際に利用するときも予約が必要となります。

**利用料金** 1人1乗車（1回）300円。ただし、小学生、障害者の方は半額、未就学児は無料（保護者同伴に限ります。）となります。

## 利用にあたってのお願い

デマンド型乗合タクシーは、目的地に直行する通常のタクシーとは異なり、ワゴン車などで複数の人が乗り合わせながら運行するため、待ち時間や到着時間が毎回異なります。目的地への到着時間に十分に余裕を持ってご利用ください。

お急ぎの場合は、通常のタクシーなどをご利用ください。

今後、具体的な利用方法などについては、利用者説明会、広報紙などによりお知らせしていきます。

## デマンド型乗合タクシー 利用説明会

### 開催日程

日時	場所
5月15日(火) 14:00～	農村環境 改善センター
5月17日(木) 14:00～	柴田町 保健センター
5月18日(金) 14:00～	船岡生涯 学習センター
5月21日(月) 14:00～	西住公民館
5月22日(火) 14:00～	槻木生涯 学習センター
5月25日(金) 14:00～	船迫生涯 学習センター

※事前の参加申し込みは不要です。



## 柴田町男女共同参画推進条例を制定



# 心豊かで活力ある 男女共同参画社会の実現へ

4月1日、柴田町に新しい条例が誕生しました。「男女共同参画条例」誕生の元となったのは、住民により組織された「柴田町男女共同参画推進条例を考える会」（以下「考える会」）がつくった素案です。考える会は、「柴田町らしい条例」となるよう、住民の目線で、ワークショップやアンケート、説明会の意見を参考にしながら、条例の素案と逐条解説づくりに取り組みました。平成22年1月から約2年間、40回以上の会議を行い、より分かりやすい表現で、身近な条例となるよう検討を重ねました。

完成した条例の素案は、町議会に提出され、平成24年1月、町議会における議員提案条例として、全員一致で可決されました。そこで、今月号では、この条例の一部を紹介します。

## 条例の目的

条例第1条

この条例は、男女の人権の尊重及び平等の理念に基づき、男女共同参画の推進に関する基本理念を定めるとともに、町、住民、事業者及び教育関係者の責務及び施策を明らかにすることにより、心豊かで活力ある男女共同参画社会を実現することを目的とします。

## 用語の説明

条例第2条

**男女共同参画**…すべての人が、性別にかかわらず、互いにその人権を尊重しつつ、自らの意思で社会のあらゆる分野における活動に参画し、責任を担うことをいいます。

**住民**…町内に居住する人、通勤又は通学をする人及び町内で活動する人をいいます。

**事業者**…町内において、営利又は非営利を問わず、事業活動を行う個人及び団体をいいます。

**教育関係者**…学校教育、社会教育その他のあらゆる教育にかかわる人をいいます。

**積極的改善措置**…男女共同参画を推進するため、必要な範囲内において、男女間の格差を積極的に改善することをいいます。

**性別による人権侵害行為**…性別による差別的取扱い、セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンスなどをいいます。

**セクシュアル・ハラスメント（性的いやがらせ）**…相手の意に反する性的言動により、相手に不快感若しくは不利益を与え、又は就業その他の生活環境を害することをいいます。

**ドメスティック・バイオレンス（配偶者等への暴力）**…配偶者その他の親密な関係にある者による身体的、精神的、性的又は経済的な暴力その他の心身に有害な影響を及ぼす言動をいいます。

# 7つの 基本理念 (考え方)

条例第3条

## 1. 男女の人権の尊重

男女の個人としての人権が尊重され性別による差別的な取扱いを受けないこと、個人としての能力を発揮する機会が確保されること及び性同一性障害を持つ人その他の多様な性を持つ人の人権についても配慮すること。

## 2. 暴力の根絶

ドメスティック・バイオレンス及びセクシュアル・ハラスメントを根絶すること。

## 3. 社会制度又は慣行についての配慮

性別による固定的な役割分担意識に基づく社会的な制度又は慣行を解消し、すべての人が社会における活動の選択を自由に行えること。

## 4. 共同参画の 機会確保

町の政策、地域及び事業者等における方針の立案及び決定に男女が共同して参画する機会を確保するために、積極的改善措置をとること。

## 5. 家庭生活及び その他の活動の両立

性別にかかわらず誰もが家族の一員として、社会的支援の下に子ども・青少年の養育、家族の介護やその他の家庭生活、学校、職場、地域等の活動を両立できるようにすること。

## 6. 性と生殖に関する 健康と権利の確保

男女が互いに尊重し合い、生涯にわたり健康な生活を営むこと。妊娠、出産その他の性と生殖に関しては、産む性としての女性の身体的機能に配慮し、その自己選択及び自己決定権が尊重されること。

## 7. 国際社会 との協調

国際社会の取組を十分理解し、男女共同参画の推進に関する施策への反映に努めること。

## 住 民

基本理念に基づき、家庭、学校、職場、地域その他のあらゆる分野に積極的に参画するとともに、町が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めます。

## 教育関係者

基本理念に基づき、地域、学校、家庭等の相互の連携を図りながら男女共同参画の推進に努めます。

## 事業者

基本理念に基づき、事業活動を行うに当たって、男女共同参画を積極的に推進するとともに、働く男女が仕事と家庭生活等を両立させることができるよう適切な職場環境を整備し、町が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めます。

## みなさんの役割

条例第4条～第7条

## 町

1. 基本理念に基づき、男女共同参画の推進を主要な政策として位置付け、男女共同参画の推進に関する施策を総合的に策定し、実施します。
2. 男女共同参画の推進に当たっては、住民、事業者、教育関係者、国、県及び他の地方公共団体と連携して取組みます。

## 2つの行為を制限

条例第8条・第9条

### 1. 性別による権利侵害の禁止

- ① すべての人は、家庭、学校、職場、地域その他社会のあらゆる分野において、性別を理由として、直接的にも間接的にも差別的な取り扱いをしてはなりません。
- ② すべての人は、家庭、学校、職場、地域その他社会のあらゆる分野において、セクシュアル・ハラスメント又はドメスティック・バイオレンスを行ってはなりません。

### 2. 情報に関する留意

すべての人は、住民に情報を提供するに当たっては、性別による固定的な役割分担及び前条に規定する行為を助長し、又は連想させるような表現その他過度な性的表現を行わないよう努めなければなりません。

## 条例の制定にあたって



柴田町男女共同参画推進条例を  
考える会

会長 **相澤和子**さん

4月からスタートいたしました「男女共同参画推進条例」。ここに辿り着くまでには、長い道のりでした。

柴田町は、平成6年から男女共同参画推進に取り組み、私は、「女性問題懇談会」の委員のひとりとして参画してきました。

その後、「輝くしばた男女共同ネットワーク」のメンバーの皆さんと共に、柴田町と共催事業のフォーラムなど、多方面において、長年地道に啓発活動へ取り組んでまいりました。

平成22年1月18日、6人の女性議員と共に「柴田町男女共同参画推進条例を考える会」を設立して以来、2年にわたり住民説明会や研修会、ワークショップなどを開催し、運営委員心一つに苦戦をしながら熱心に議論を重ね条文づくりに奮闘してまいりました。

こうして、住民の声が反映された条例ができて上がりました。

1月20日の臨時議会でこの条例が全会一致で可決されたときは、みんなで喜びを分かち合いました。

これまで、ご支援、ご指導、ご協力を賜りました皆さまに深く感謝申し上げます。

## 男女共同参画を推進するための基本的施策

～町長及び町が実施する施策について定めます～

条例第10条～第20条

### 基本計画 (条例第10条)

条文の概要

町長は、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進するため、基本計画を、住民の意見を尊重し定めます。

### 防災及び復興分野における施策

(条例第15条)

町は、防災及び復興分野で、男女共同参画の視点を踏まえた防災、被害者支援及び災害対応を推進するために必要な施策を講ずるよう努めます。

### 施策の策定 (条例第11条)

条文の概要

町は、男女共同参画推進の施策を実施するに当たり、住民への情報提供、必要な調査研究、施策の実施状況についての報告書作成などを行います。

### 家庭生活とその他の活動の両立支援

(条例第16条)

町は、男女が共に育児、介護その他の家庭生活における活動及び地域、職場その他の社会のあらゆる分野における活動を両立できるよう必要な環境整備に努めます。

### 教育の分野における施策 (条例第12条)

町は、家庭教育、学校教育、社会教育等のあらゆる分野において、男女平等意識の醸成、個性及び能力の育成その他男女共同参画の推進のために必要な施策を講じます。

### 防災及び復興分野における施策

(条例第17条)

町は、関係機関と協力し、家庭、学校、地域、職場その他のあらゆる分野の活動において、男女間の格差を解消するよう努めます。

### 性と生殖に関する健康と権利の確保 (条例第13条)

町は、性と生殖に関する健康と権利が十分に確保されるように、情報の提供及び意識の啓発に努めます。

### 性別による人権侵害に対する支援

(条例第18条)

町長は、性別による人権侵害行為に関する相談者に対し、関係機関との連携の下に必要な支援を行います。

### 農林業、商工業等の分野における施策 (条例第14条)

町は、農林業、商工業およびサービス業の分野で、男女が共に充実感を持って働ける環境づくりを推進するため、必要な施策を講ずるよう努めます。

### 苦情及び意見 (条例第19条)

条文の概要

町長は、男女共同参画に関する施策などへの苦情や意見について、関係機関と調整し、適切な対応を行います。

### 国際社会との協調 (条例第20条)

町は、国際的な理解と協調の下に男女共同参画を推進するため、住民及び事業者が国際交流を図ることができるよう支援に努めます。

条例には、このほかに前文と第21条の条文があります。条例の内容は、とても当たり前のことのように思えるかもしれませんが、しかし、その当たり前のことが理解されずに、苦しい思いをしている人もいます。この条例が活かされるためには、一人一人が、身近な疑問に気づくことが必要です。まずは、家庭や職場などで思いやりや配慮が欠けていないか、もう一度見直してみてはいかがでしょうか。なお、条例の全文は町ホームページをご覧ください。



船岡地区

4月15日(日)

子ども  
みこし祭り  
パレード



4月 7日(土)  
8日(日)

槻木地区

久須志神社例大祭



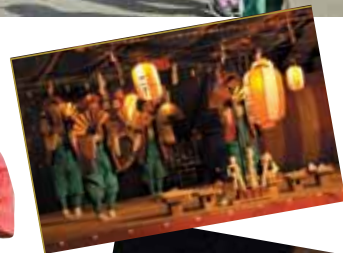
しばた  
春のお祭りの

2年ぶりの

2012年

... カメラルポ

昨年は、東日本大震災のため、自粛となっていた「春のお祭り」が2年ぶりに町内のあちらこちらで開催されました。その中から、槻木・船岡・上名生で行われたお祭りをご紹介します。



貴船神社 春の大祭

上名地区

4月15日(日)



## 新しい介護保険事業計画を策定

# 介護保険料 が 変わりました。

問 福祉課 ☎55-2159

### 進む高齢化率

平成12年度に介護保険制度がスタートして10年以上が経過しました。この間の柴田町の高齢化率は、平成12年度の16・0%から平成23年度の22・2%に6・2ポイント上昇しました。人口推計から今後の高齢化率はますます高まり、平成26年度には25・5%となる見込みです。高齢化率の上昇により介護保険の要介護認定を受けている人も上昇する見込みで、平成12年度の

621人から平成23年度には1176人、平成26年度には1439人となる見込みです。

### 新しい事業計画の概要

このような高齢化社会の背景を踏まえ、平成24年度から平成26年度までの3年間を期間とした「柴田町高齢者保健福祉計画・第5期介護保険事業計画」を策定しました。

基本目標を「介護予防事業の推進」「介護サービスの充実」「生活支援サービスの

充実」「生きがいがづくり活動の推進」「地域包括ケアシステムの推進」を目標とし、今後3年間に実施する介護保険サービスや高齢者のための福祉サービスについての計画を定めたものです。前期（平成21年から平成23年度まで）の第4期介護保険事業計画を見直し、高齢

者が住み慣れた地域で生活が継続的にできるように医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」体制の充実を目指します。事業計画の策定にあたり、40歳以上の町民を対象に介護保険に係る意向調査を实

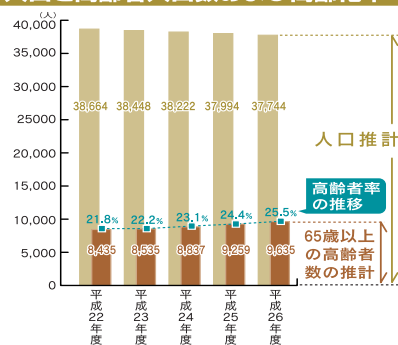
### 介護保険料の使い道

65歳以上の方の介護保険料は、計画期間3年間の介護給付費を推計し、給付費の21%を基準として算定しました。

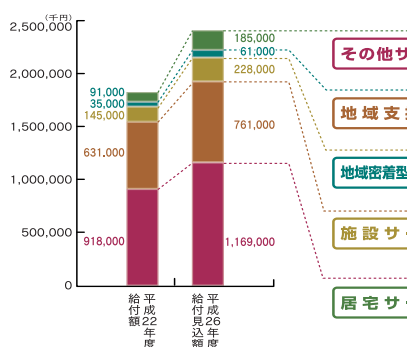
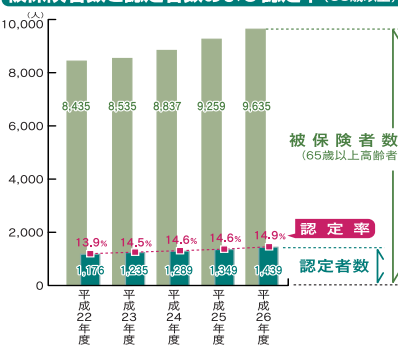
平成22年度の介護保険給付費は、18億2000万円で、内訳は居宅サービスに9億1800万円、地域密着型サービスに1億4500万円、施設サービスに6億3100万円、地域支援事業に3500万円、その他に9100万円となっています。

平成26年の第5期の最終年度の介護給付費は、24億4000万円で、内訳は居宅サービスに11億6900万円、地域密着型サービスに2億2800万円、施設サービスに7億6100万円、地域支援事業に6100万円、その他に1億8500万円となる見込みです。

人口と高齢者人口数および高齢化率



被保険者数と認定者数および認定率(65歳以上)



**その他サービス** 低所得者の利用者負担の軽減、食費居住費の軽減など

**地域支援事業** 介護予防に係る事業の実施

**地域密着型サービス** 認知症対応型共同生活介護(認知症グループホーム)、小規模多機能型居宅介護など

**施設サービス** 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)、介護老人保健施設など

**住宅サービス** 訪問介護、訪問入浴介護、通所介護(デイサービス)、短期入所生活介護(ショートステイ)、通所リハビリテーション、居宅介護支援など



## 介護サービスの軽減制度

利用者負担区分段階	利用者負担区分上限額
一般世帯	37,200円（世帯）
市町村民税世帯非課税	24,600円（世帯）
同上 ・合計所得金額＋課税年金収入の年額が80万円以下の人 ・老齢福祉年金受給者	15,000円（個人）
・生活保護受給者 ・利用者負担を15,000円とすることで生活保護の受給者とならない場合	15,000円（個人） 15,000円（世帯）

※施設入所者の低所得者には、申請により自己負担の限度額が設定される「特定入所者介護サービス」があります。

同じ月に利用したサービスの1割の利用者負担の合計額が高額になり、一定金額を超えたときは、申請により超えた分が「高額介護サービス費」として後から支給されます。（同じ世帯に複数の利用者がいる場合は世帯合計額）

※介護保険と医療保険の両方で利用者負担が高額になった場合も「高額医療・高額介護合算制度」により限度額を超えた分が後から支給されます。

### 介護サービスの軽減制度

介護保険では居宅サービスを利用する際に、（要介護状態区分（要支援1・2、要介護1～5）に応じて上限（支給限度額）が決められています。

※介護老人福祉施設、介護老人保健施設などは別となります。

### 介護サービスのサービス利用額の上限

要介護状態区分	1カ月の支給限度額
要支援1	49,700円
要支援2	104,000円
要介護1	165,800円
要介護2	194,800円
要介護3	267,500円
要介護4	306,000円
要介護5	358,300円

## 新しい介護保険料

保険料段階	対象者	第4期保険料額 (上段：年額) (下段：月額)	第5期保険料額 (上段：年額) (下段：月額)	保険料率	平成24年度 見込み人数	摘要
第1段階	・生活保護を受給している人 ・世帯全員が市町村民税非課税で老齢福祉年金を受けている人	20,400円 (1,700円)	26,400円 (2,200円)	基準額×0.5	111人	
第2段階	・世帯全員が市町村民税非課税で、前年の〔合計所得金額＋課税年金収入額〕が80万円以下の人	20,400円 (1,700円)	26,400円 (2,200円)	基準額×0.5	1,145人	
第3段階	・本人を含む世帯全員が市町村民税非課税で、本人の前年の〔合計所得金額＋課税年金収入額〕が80万円を超え120万円以下の人	-	34,320円 (2,860円)	基準額×0.65	490人	新たに設定された軽減層
	・本人を含む世帯全員が市町村民税非課税で、本人の前年の〔合計所得金額＋課税年金収入額〕が120万円を超える人	30,600円 (2,550円)	39,600円 (3,300円)	基準額×0.75	503人	
第4段階	・世帯の誰かに市町村民税が課税されているが、本人は市町村民税非課税でかつ前年の〔合計所得金額＋課税年金収入額〕が80万円以下の人	34,680円 (2,890円)	44,880円 (3,740円)	基準額×0.85	2,100人	第4期に設定された軽減層
	・世帯の誰かに市町村民税が課税されているが、本人は市町村民税非課税でかつ前年の〔合計所得金額＋課税年金収入額〕が80万円を超える人	40,800円 (3,400円)	52,800円 (4,400円)	基準額	1,412人	
第5段階	・本人の市町村民税が課税で前年の合計所得金額が190万円未満の人	51,000円 (4,250円)	66,000円 (5,500円)	基準額×1.25	2,320人	
第6段階	・本人の市町村民税が課税で前年の合計所得金額が190万円以上の人	61,200円 (5,100円)	79,200円 (6,600円)	基準額×1.5	990人	

## 介護保険料の納期（特別徴収・普通徴収）

4月	5月	6月	7月	8月	9月	
○		○		○		
	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	○		○		○	

※特別徴収：年金からの天引きです。  
(決定通知書は7月に送付します。)

※普通徴収：口座振替または納付書払いです。  
(納入通知書は8月に送付します。)

新しい介護保険料  
平成24年度から平成26年度までの介護サービスに掛かる費用を見込み介護保険料を算出した結果、基準月額（第4段階）を4400円と定めました。所得段階は、これまで同様6段階で第3段階に新たに特別段階を設け低所得者の軽減を図ります。



柴田町長 滝口 茂

いつの間にか山全体が若葉で覆われ、緑の中を吹き抜ける風に、心地良さを覚える季節となりました。改めて、緑豊かな環境に包まれて暮らせる喜びを感じます。

先人たちも長年にわたり、森や林の中でまきを集め燃料とし、木を切り家を建て、山菜や木の実などを貴重な食料として、暮らしに役立ててきました。まさに、森のいのちと調和しながら生きてきた歴史があります。しかし、便利さや手軽さ、そしてコストの安さを追い求めてきた我国においては、木材を安いい外国産に切り替えたこともあつて、林業という地場産業は今や風前の灯となつてしまいました。儲からないところには投資しないのが経済原則なので、コストのかかる山の手入れは置き去りにされ、山は荒れるばかりです。林業の衰退は、当然、森林の荒廃を招くだけでなく、山村集落の崩壊までも引き起こしてしまいます。近年、頻発する崖崩れや土石流、

### いのちの森づくり

洪水などの災害、海における磯焼けの被害は、森林の手入れをなおざりにしてきたことへのしつぺ返しなのです。森林を皆伐したために、古代文明が滅びたように、森林をないがしろにしてきたことよって、地球の温暖化が深刻化した近代文明が、今まさに危機に直面しています。

こうした文明の危機に対処するために、森林の再生のための植林活動が地球規模で活発に行われるようになってきました。我国でも、コンクリートジャングルの大都会を離れ、山奥の森林組合で働く若者が増えてきましたし、また、「山は海の恋人」として、漁師さん方が源流の山に木を植えています。町でも、町有林の杉や桧を使って観光物産交流館をつくり、伐採した跡には、子どもたちと一緒に植林を行いました。今後、さらに、ふるりの山々に木を植え、いのちの森を育み、そして森の恵に感謝する「輪ねの思想」を大切にしていきたいと思えます。まずは、足もとから一本ずつ木を植え、いのちの森づくりを進めて参ります。

**声のしばた** 広報 **ご利用ください**

■問い合わせ先/まちづくり政策課 ☎54-2111

目の不自由な方やお年寄り、子どもたちに「広報しばた」をより親しんでいただけるように、朗読ボランティア「結」の皆さんのご協力により、「声」によるカセットテープ版の「広報しばた」を毎月発行しています。

カセットテープ版「広報しばた」のご利用については、次の施設で貸し出しを行っています。お気軽にご利用ください。

なお、カセットテープ版「広報しばた」の発行は、毎月中旬頃となります。

カセットテープ版「広報しばた」取り扱い施設  
 ○まちづくり政策課 (役場2階)  
 ○地域福祉センター  
 ○槻木事務所

広 告

広 告



# 図書館開館3周年記念 図書館誕生祭

柴田町図書館開館3周年を記念し、各種イベントを開催します。ぜひ図書館で楽しい一日をお過ごしください。

日時／5月27日(日) 10:00～16:00 会場／柴田町図書館

内容／一日中お話し会、工作教室（透明ブックカバー体験、本のポップ作り体験）、図書館古本市、読書支援ボランティア団体パネル展、かえっこバザール、喫茶コーナー

## 5月の特集 お外へ出かけよう！

新緑の季節がやってきました。すがすがしいこの季節、行楽や観光にはもってこいのシーズン到来です。

今月は、家族で出かけられる施設やハイキングの極意、今話題の観光スポットが紹介されている本などを特集します。お出かけのヒントを見つけましょう。



## 5月のお話し会

日時／5月12日(土)、19日(土) 11:00～12:00

※事前の申し込みは必要ありません。

場所／柴田町図書館（ふるさと文化伝承館1階奥の「集会室1」）

協力／絵本読み聞かせの会「おむすびころりん」

図書館サポート委員会 読み聞かせグループ「ひよこちゃん」  
ほか

☎ 柴田町図書館（しばたの郷土館・ふるさと文化伝承館内）

☎ 86-3820 FAX86-3821 Eメール :library@town.shibata.miyagi.jp

### 柴田町図書館「5月」の休館日

※太字が休館日です

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

### 開館時間

平日 10:00～19:00

土・日曜日、祝日 10:00～17:00

広 告

広 告



# まちかど NEWS



テープカットで今年の桜まつりが開幕



子どもたちが踊りを披露しました

## 2年ぶりに「しばた桜まつり」開幕

NEWS

昨年は、震災の影響で余儀なく中止した「しばた桜まつり」が4月6日、船岡城址公園で開幕しました。この桜まつりは、船岡城址公園をメイン会場として、白石川堤、柴田町太陽の村、船岡駐屯地の4カ所で行われ、毎年、20万人が来訪します。今年の桜前線は、例年と比べ遅い足どりとなったため、この日の桜は固いつぼみでしたが、西船迫保育所の児童による躍りでにぎやかに開幕をしました。

## NEWS 入間田婦人防火クラブが結成50周年

昭和37年3月19日に入間田堀ノ内地区で発生した、住宅など22棟を全半焼した大火の翌日、全国で初の婦人防火クラブが結成され、今年で50周年を迎えました。これを記念して、3月25日に農村環境改善センターで記念式典が行われました。式典で角田会長は「一人一人が防火・防災意識を高く持ち、先輩たちが築き上げた精神を大切にして、地域の方と協力して努めたい」とあいさつを述べました。



これからも先駆者として地域の防火・防災に努めます

広 告

## 協働でつくるきれいな街



歩道に溜まった落ち葉や土砂、ごみをきれいに清掃しました

町道船岡南8号線（南光通線）の船岡工業団地沿線でクリーン作戦が4月5日、船岡工業団地周辺12社の社員と第4行政区の住民90人が参加して行われました。この取り組みは、沿線の桜やケヤキ並木の景観をきれいに維持しようと第4行政区からの呼び掛けで初めて実施されたものです。今回、発起人となった丹野区長は「この取り組みが、ほかの地区に波及してもらいたいです」と思いを述べました。

## 「みんなに愛されるまちづくり」に向けて

NEWS

1月から行ってきた公園整備と歴史観光ガイド育成のワークショップの成果発表が4月18日、11C区集会所で行われました。発表では、交流をテーマに利用者と管理者が共に育てる船岡新栄4号公園と、町の歴史などを多くの方に知ってもらうサイン表示が町長へ提案されました。参加者の佐藤美和さんは「公園を利用して不便に感じていたため、やりがいがあり楽しかったです」と感想を話しました。



参加者がパネルで成果を発表 公園は来年3月の完成予定です



表彰を授賞した桂川クメさん

## 人権擁護活動で表彰

NEWS

長年にわたって人権擁護活動に力を尽くされた功績により、人権擁護委員の桂川クメさんが法務大臣より表彰を受けました。桂川さんは平成12年から多くの人権相談に応じ、人権問題のない社会を目指して啓発活動に積極的に取り組んできました。また、柴田町や仙南地域の人権擁護委員からもまとめ役として頼られるなど、人権擁護のリーダーとしても活躍をされています。

# 広 告

俳句

緑濃き終の梅の松の芯  
 先頭はラッパ水仙音楽隊  
 ほほえみがひとつふたつとさくら咲く  
 野に山に風の囁き鳥交る  
 桜鱒喜多の里より遊上せり  
 太陽の村の賑わい初桜  
 雨止んで人の輪広ぐ苗木市  
 不通坊といふ名のありて春嵐  
 鳥交る小さき湾の真昼時  
 蝶を追う還らぬ子等を追うごとく  
 思い立ちひと駅先へ遅桜  
 春の野やにほいぞ清し雑草枕  
 孫がやる菖蒲はちまきおしやれなり  
 山桜咲いてトンネル多き肥後  
 黄水仙陽の暖かさ貫きて  
 やすらぎや頬杖の先風花す  
 ひきしぶりの春の陽気にみな笑顔  
 中野西範子  
 石垣テル子  
 制野 千秋  
 遊佐 徹  
 山家美智子  
 三塚 直樹  
 及川美沙子  
 若月ノリ子  
 藤原 格子  
 佐藤きみこ  
 榎木 永井 堯  
 大槻 信吉  
 本船迫 森田 眞六  
 下名生 笠松フミコ  
 榎木 大泉かずえ  
 榎木 加藤 マサ  
 榎木 加藤 利通

川柳

厳寒に内風呂たてて床に就く  
 命あることに気づいて立ち上がる  
 食文化茶匙で計るさしすせそ  
 匙は要らない五本の指は母の味  
 花冷えと思えば嬉しこの寒さ  
 老いの齒の隙間掃除の爪楊枝  
 楊枝より齒ブラシですと医者と言ふ  
 投げられた匙祈禱師に拾われる  
 合格の知らせにやつと安堵する  
 桜下つくしのびゆく春の道  
 地球儀を指で追ってる一人旅  
 北帰行白鳥の姿美しく  
 四日市場 坂本 一風  
 四日市場 齋藤夢太郎  
 上名生 西村 久子  
 船岡 小野寺一彩  
 船岡 菅原 三男  
 船岡 鈴木 智子  
 船岡 萩原 善助  
 船岡 島貫よし雄  
 船岡 伊藤タイ子  
 船岡 安藤 節子  
 船岡 阿部美代子  
 西船迫 渡辺 晴奈  
 船岡 沢田 順子  
 船岡 柄目けい子  
 船岡 葛

短歌

洗い場の小川狭ばめて花山葵  
 摘んで春菜の朝食彩そへ  
 カタクリ花を抱くやうなり  
 城山の櫛の木立ちの残照の影  
 長き日を共に過ごせしこのラジオ  
 枯淡の音を愛しつ、聞く  
 船岡 順子  
 船岡 柄目けい子  
 船岡 葛

広 告

広 告

広 告

広 告





# 夢空間 2012



女王の番犬 (ペンネーム)

### ひとこと

毎日笑顔で元気なひなたくん☆ これからもすくすく育ててね♪

(父：雄司さん  
母：彩季さん)



お子さん(4歳まで)の写真をお待ちしています。写真の裏にお子さんの名前を必ず書いてください。投稿者の住所、氏名、電話番号、子どもの名前・生年月日を明記し、「ひとこと」を添えて応募してください。



花ちゃん (ペンネーム)



ひなた  
佐藤日向ちゃん(6カ月)  
(槻木駅西)

## こども美術館



「ソーラン節をぶったよ」  
槻木小学校5年  
吉田匡希さん



「虫と友達になったら」  
槻木小学校3年  
近江優人さん

ふれあいマイタウンは、町民の皆さんからの応募・紹介でつくるコーナーです。俳句・川柳・短歌に興味がある(こうほう文芸)、とてもすてきな方なので紹介したい(人間もよう)、自己表現コーナー(夢空間 2012)、子どもの成長の写真やかわいい孫の写真を載せたいという方(町内にお住まいの4歳以下のお子さん)、はがき、手紙などで5月14日(月)までご応募ください。 ■連絡先/まちづくり政策課 ☎54-2111

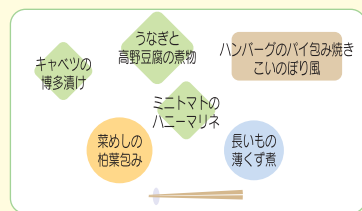
広 告

広 告

広 告



5月5日は男の子の成長を祈願する端午の節句。日本古来の習わしや季節ごとの行事食を取り入れ、家庭で大切にすることは心を豊かにします。お子さんやお孫さんのすこやかな成長を願い、愛情たっぷりの行事食で食卓を囲みましょう。



### ハンバーグのパイ包み焼き さいのぼり風

一人あたり：222Kcal、塩分0.9g

- 材料 (4人分)**
- 合びき肉…200 g
  - 玉ネギのみじん切り…1/4 個
  - パン粉…20 g
  - 牛乳…大さじ 2
  - 卵…1 個
  - 塩…小さじ 1/3
  - こしょう…少々
  - サラダ油…少々
  - 冷凍パイシート(11 × 19cm)…4 枚
  - 溶き卵…少々
  - パプリカ(赤・黄)…各 1/3 個
  - サヤインゲン…40 g
  - うずらのゆで卵…2 個
  - 生シイタケ…少々



- 作り方**
- ①玉ネギは電子レンジで1～2分加熱し、冷ます。パン粉に牛乳を入れ、ふやかしておく。
  - ②冷凍パイシートは冷蔵庫に入れて、解凍しておく。
  - ③ボウルに合びき肉、塩、こしょうを加えて粘りが出るまで混ぜ合わせる。  
①と卵も加えて、よく混ぜ合わせる。4等分にし、やや細長く平らに形成しておく。
  - ④フライパンにサラダ油を熱し、③を強火でさっと焼いて表面のみに火を通す。両面焼いたら、取り出して冷ましておく。
  - ⑤パイシートをめん棒で④が包めるサイズにのばし、手前に冷めた④をのせる。手前の端に溶き卵を塗ったら、向こう側のパイシートで包み込む。片方の端を尾ひれ状に形成し、表面にスプーンでウロコ型をつける。溶き卵を塗って200℃のオーブンで15～20分焼く。
  - ⑥太めのせん切りに切ったパプリカとサヤインゲンを塩ゆでする。シイタケは丸型に抜いてさっとゆでる。



端午の節句のバランス献立を紹介します。

- ⑦焼き上がった⑥を皿に移す。半分にしたうずらの卵に⑥のしいたけを重ね、目の部分に似せる。パプリカとサヤインゲンは吹き流し風に盛り付け、お好みでケチャップを添える。

**ひとこと**  
ハンバーグがしっかり冷めてからパイシートで包みましょう

### 菜めしの柏葉包

一人あたり：297Kcal、塩分0.8g

- 材料 (4人分)**
- 精白米…2 合
  - 酒…大さじ 2
  - 塩…小さじ 1/2
  - カブの葉…60 g
  - いりゴマ(白)…小さじ 2
  - 柏の葉…12 枚

- 作り方**
- ①カブの葉は塩少々(分量外)を加えた熱湯でかためにゆで、水気をしぼり、みじん切りにする。
  - ②米は洗い、水加減して30分ほど浸水させる。塩、酒を加えてひと混ぜし、普通に炊く。



- ③炊き上がった②に白ゴマと①を混ぜ、楕円形のおむすびにし、柏の葉で包む。

### うなぎと高野豆腐の煮物

一人あたり：155Kcal、塩分0.7g

- 材料 (4人分)**
- 高野豆腐…4 枚
  - うなぎの蒲焼…150 g
  - ソラ豆…むいた状態で160 g
  - だし汁…2 カップ
  - しょうゆ…大さじ 1/2
  - ④(・みりん…大さじ 1
  - 砂糖…小さじ 1
  - 塩…少々)

- 作り方**
- ①高野豆腐は水で戻して水気をしぼり、5mm厚さに切る。②うなぎは短冊切りにする。ソラ豆は塩ゆでして薄皮をむく。③鍋にだし汁と④を煮立て、①を加えて10分ほど煮て味を含ませる。②を加えてひと煮立ちさせる。

**人口と世帯数**  
(平成 24 年 4 月 1 日現在)

**38,366 人**  
(前月比 61 人減)

**19,034 人**  
(前月比 47 人減)

**19,332 人**  
(前月比 14 人減)

**14,649 世帯**  
(前月比 1 世帯減)